

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書

(都道府県分) 個票

自治体名

丸森町

(都道府県: 宮城県)

事業メニュー	重点課題事業		
区分	多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える取組		
関連事業メニュー	1.7.1 子育て分野におけるICTやAI等の活用促進の取組		
個別事業名	子育て支援情報発信事業及び産婦人科・小児科オンライン相談事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度 年度
対象経費支出予定額 (注)1	1,430,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け (注)2	<p>丸森町において少子化は重要な課題であり、「第五次丸森町総合計画」の重点プロジェクトの1つ「子育て世代が暮らしやすいまちづくりを推進する。」として、「第二期丸森町子ども・子育て支援事業計画」を進めている。丸森町の出生率は全国平均を下回る状況にあり、近年の出生数も令和元年45名、令和2年42名、令和3年28名と減少傾向にある。また、過疎化に伴い、近隣市町も含め小児科医及び産婦人科医の不在等から、丸森町での出産や子育てに対する子育て世代の不安は拭えない。過疎地域である丸森町においても、安心して子育てができるよう、スマートフォンを利用した相談・支援体制の整備・充実を図る必要がある。</p> <p>「第二期丸森町子ども・子育て支援事業計画」においては、親が「子どもを生み育てたい」と思えるようなまち、そして子どもがたちが、将来「丸森で生まれ育って良かった」と思えるようなまちをつくることを基本理念に掲げ、重点的に取り組むべき事項として</p> <p>認定こども園運営支援、子どもの居場所づくりの推進、子育て世代の経済的負担の軽減、子育てに関する情報提供体制の強化、子どもの「生きる力」を養う教育・保育の充実の5つを選定している。子育てに関する情報提供体制の強化では、「子育て相談窓口の体制の推進」「ITを活用した情報発信」を重点的に取り組む内容としており、本個別事業を実施し、子育て世帯の利便性を高め、子育て世帯の方々が必要な情報を迅速に取得できるような体制づくりを進める。</p>		
個別事業の内容	<p>(個別事業の内容) (注)3</p> <p>&lt;個別事業における現状と課題&gt; 本事業は子育て支援情報発信事業と産婦人科・小児科オンライン相談事業の二つを合わせたものである。子育て支援情報発信事業は、予防接種の管理等もできる子育て支援アプリを用いて地域の子育て情報を発信する取り組みで、令和3年10月にサービスの仮提供を開始している。サービスの仮提供ということもあり、令和3年12月末時点での登録者は58名となっている。また、産婦人科・小児科オンライン相談事業は、産婦人科医・小児科医・助産師にLINEや専用ウェブサイトで相談できるサービスを提供する取り組みである。同じく令和3年10月から実証実験を行っており、登録者数は令和3年12月末時点で38名となっている。ただし、本期間は実証実験であり、周知及び登録対象者を限定していた。</p> <p>&lt;課題への対応&gt; 令和4年4月に「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が開設するのに併せ、町ホームページ、広報誌等でサービスの内容を広く周知し知名度の向上を図る。</p> <p>&lt;取組内容&gt; (1)子育て支援情報発信事業 スマートフォンアプリによる母子健康手帳のサポート並びに健診、発育・発達・離乳食・健康教育相談、予防接種の日程のお知らせ等町の母子保健事業や町内の子育て施設やイベントの紹介等子育て情報の発信 母子保健事業は、母子だけでなく、父親を含む親と子の心身の健康の保持、増進を目的とする。アプリは、家族の誰でも利用でき、家族間で子どもの健診記録や予防接種等を共有することで、父親の育児参加を促進し、家族で協力しながら子どもの成長を見守ることも可能である。 妊産婦や子どもの健康データの記録管理 予防接種のスケジュール管理 プッシュ通知型による自治体からの保健事業や子育て情報の発信 (2)産婦人科・小児科オンライン相談事業 産婦人科医、小児科医に妊娠中、産後、子育ての悩みや医療について相談できる環境を構築。父親、母親、児童本人等年齢を問わず利用可能である。 いつでも相談(専用フォームから相談内容を送信。24時間以内に直接医師からの回答が得られる。) 夜間相談(LINEでのテキストチャット、音声・ビデオ通話等で直接相談。18時~22時の間・予約制。) 育児・医療関連記事の掲載及び動画配信等 (1)(2)ともに広報誌、町ホームページ等でサービスについて周知。特に産婦人科・小児科オンラインでは、実証実験では未就学児の保護者と妊婦のみを対象としていた。今後は、小児科・産婦人科に関する不安・悩み等を持つ方を広く対象とし、婦人科系健診や町内小中学校を通してサービスを普及していく。また、(2)の「育児・医療関連記事の掲載及び動画配信等」について、(1)を利用し事前に配信日等を通知する等連携して情報を発信していく。</p> <p>[本事業実施にあたっての留意点] 本事業の実施にあたっては、実施要領記載の留意事項を踏まえて実施することとする。</p>		

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 (注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
		子育て支援センター利用率	%	60 ( R 6 )	51.1 ( R 元 )
		子育てサポーター育成数	人	25 ( R 6 )	24 ( R 元 )
		保育所定員充足率	%	90 ( R 6 )	80 ( R 元 )
		認定こども園施設数	か所	2 ( R 6 )	2 ( R 元 )
		乳幼児健診において子どものことで心配がある保護者の割合	%	40 ( R 6 )	40.9 ( R 元 )
参考指標 (注)5	項目		単位	直近の実績	
		合計特殊出生率	%	1.02 ( 令和2年丸森町算出 )	
		婚姻件数	件	29 ( 令和元年人口動態統計 )	
		婚姻率	%	2.19 ( 令和元年人口動態統計 )	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 (注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	<アウトプット>				
		サービス登録者数( 子育て支援情報発信事業)	人	70 ( 令和5年度)	62 ( R4.1.11時点)
		サービス登録者数( 産婦人科・小児科オンライン相談事業)	人	74 ( 令和5年度)	38 ( R3.12.31時点)
	<アウトカム>				
		アプリ、システムの満足度	%	90(令和5年度)	89.3(R3.12.31時点)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 (注)7	特になし				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 (注)8	<p>民間業者に業務委託。サイト自体は業者が構築。ただし、プッシュ通知、配信記事等は町で作成。</p> <p>民間業者に業務委託。サービスを受ける者が専用フォームにアクセスし、受託業者が雇用する医師等が相談に対応。</p> <p>利用時の満足度アンケート等の結果を定期的に町に報告。虐待が疑われる等の気になる相談があった場合、対応した医師等から本町に連絡が入るため、連携して対応することが可能。</p>				
委託契約の有無 優良事例の横展開支援事業 又は重点課題事業を実施する 場合のみ記載	有				
上記「事業内容」について、 「地方創生推進交付金」の 申請の有無	無				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。